

島根労働局発表

令和5年12月22日(金)

担当	島根労働局労働基準部監督課 課長 濱崎 雄俊 監察監督官 森下 孝則 電話 0852-31-1156
----	---

## 島根県内における外国人技能実習生の実習実施者に対する 令和4年の監督指導等の状況を公表します

～ 監督指導を行った実習実施者のうち、労働基準関係法令違反が認められたのは88.0%～

島根労働局(局長 <sup>みやぐち しんじ</sup> 宮口 真二)は、このたび、県内の4労働基準監督署が令和4年に外国人技能実習生(以下「技能実習生」)の実習実施者(技能実習生が在籍している事業場)に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。(別紙参照)

### 令和4年の監督指導の概要

労働基準関係法令違反が認められた実習実施者は、監督指導を実施した **83事業場**(実習実施者)のうち **73事業場(88.0%)**。

監督指導は、労働基準関係法令違反が疑われる実習実施者に対し実施しています。

主な違反事項は、**賃金の支払(26.5%)**、**年次有給休暇(25.3%)**、**割増賃金の支払(22.9%)**の順に多かった。

島根労働局及び県内の労働基準監督署は、監理団体及び実習実施者に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある実習実施者に対しては監督指導を実施し、引き続き、関係機関と連携して、技能実習生の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

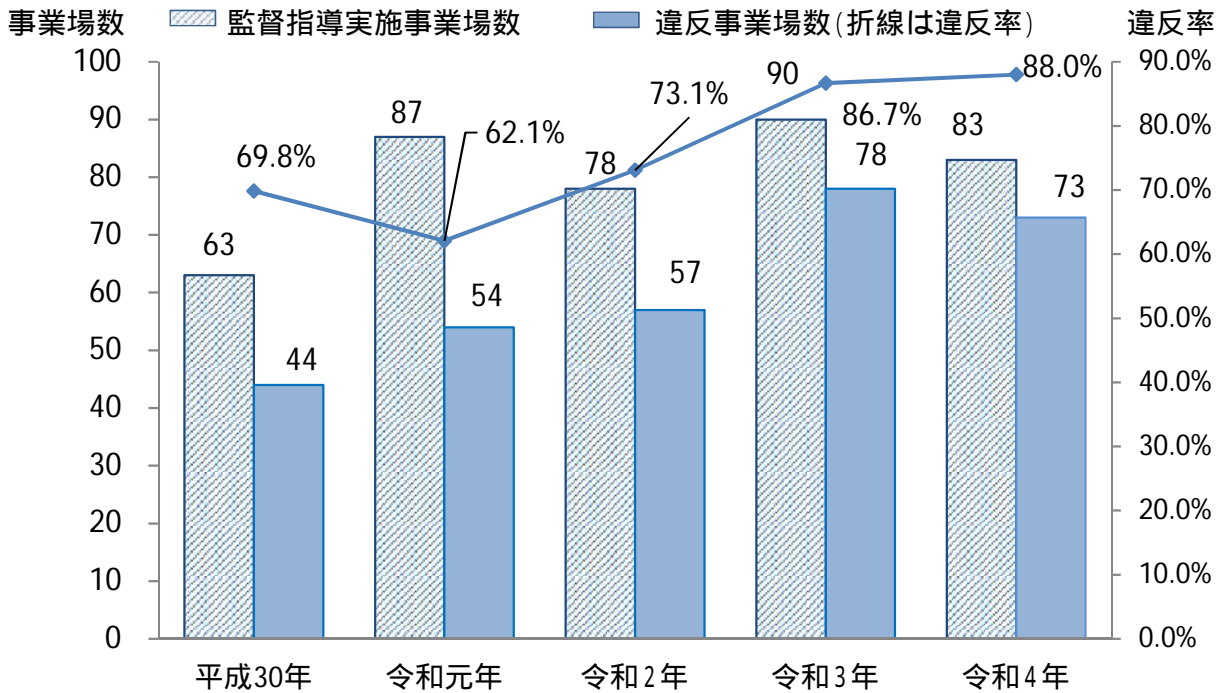
【別紙】技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況(令和4年)

# 技能実習生の実習実施者に対する監督指導等の状況 (令和4年)

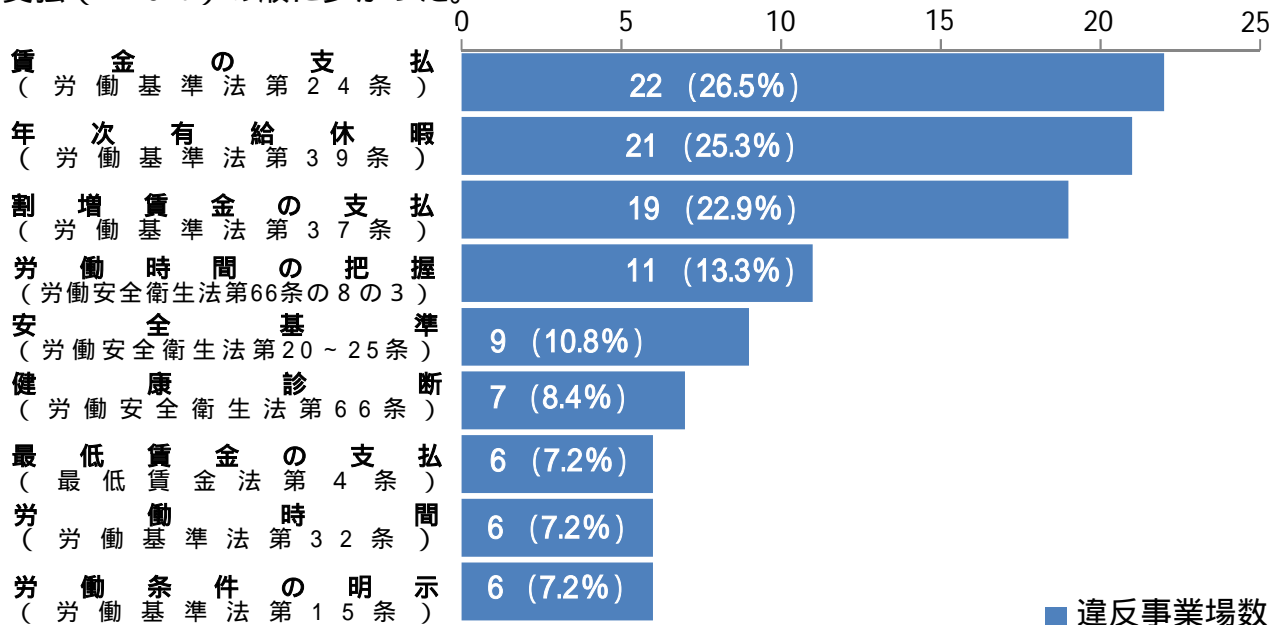
## 1 監督指導状況

島根県内の労働基準監督機関において、労働基準関係法令が疑われる実習実施者に対して83件の監督指導を実施し、その88.0%に当たる73件で同法令違反が認められた。

<注> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。



主な違反事項は、賃金の支払（26.5%）、年次有給休暇（25.3%）、割増賃金の支払（22.9%）の順に多かった。



<注> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、以下のとおりであった

主な業種	監督指導 実施 事業場数	違反 事業場数 (違反率)	主な違反事項		
建設	17	16 (94.1%)	割増賃金 9 (52.9%)	賃金の支払 7 (41.2%)	年次有給休暇 6 (35.3%)
衣服その他 繊維製造	11	11 (100%)	年次有給休暇 4 (36.4%)	・賃金の支払 ・医師等からの 意見聴取 各 3 (27.3%)	労働時間 割増賃金 各 2 (18.2%)
食料品製造	9	8 (88.9%)	賃金の支払 4 (44.4%)	・労働条件の明示 ・割増賃金支払 ・安全基準 ・医師等からの 意見聴取 各 2 (22.2%)	労働時間 年次有給休暇 各 1 (11.1%)
畜産・水産	7	6 (85.7%)	年次有給休暇 5 (71.4%)	就業規則 3 (42.9%)	・賃金の支払 ・医師等から の意見聴取 各 2 (28.6%)
小売	6	5 (83.3%)	賃金の支払 時間把握 各 3 (50.0%)	就業規則 1 (16.7%)	
<参考> 全業種	83	73 (88.0%)	賃金の支払 22(26.5%)	年次有給休暇 21(25.3%)	割増賃金 19(22.9%)

<注1>

「主な業種」は、監督指導実施事業場数が多かった順に5つの業種の内容を取りまとめたものである。

<注2>

業種ごとの内訳は以下のとおり。

- |              |                               |
|--------------|-------------------------------|
| 建設           | : 土木工事業、建築工事業、その他の建設業         |
| 衣服その他の繊維製品製造 | : 外衣下着製造業、その他の繊維製品製造業         |
| 食料品製造        | : 肉・乳製品、水産食料品、農産食料品、パン・菓子製造 等 |
| 畜産・水産        | : 畜産業、水産業                     |
| 小売           | : 各種商品、自動車、家具等、燃料小売、新聞販売 等    |

### 外国人技能実習生を受け入れている事業場に対し監督指導を実施し、賃金不払等について指導

#### 概要

建設事業を営む事業場への立入調査を行ったところ、受け入れている外国人技能実習生について、島根県最低賃金以上の賃金並びに割増賃金の一部を支払っていなかったことが認められた。また、期間の定めのある労働契約を締結している労働者について、労働条件通知書に契約の更新に関する基準を記載していなかったことが認められた。

#### 労基署の対応

- 1 島根県最低賃金以上の賃金を支払っていなかったことについて是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第24条、最低賃金法第4条違反

- 2 割増賃金の一部を支払っていなかったことについて是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第37条違反

- 3 労働条件通知書に、法定項目である契約の更新に関する基準を記載していなかったことについて是正勧告した。

##### 指導事項

労働基準法第15条違反

#### 指導後の会社の取組

外国人技能実習生に対して、島根県最低賃金との差額が支払われ、法違反の原因となっていた賃金計算ソフトの設定誤りを修正し、賃金が適切に支払われるようになった。

外国人技能実習生に対して、不足する割増賃金が支払われ、法違反の原因となっていた割増賃金の計算方法について誤りを修正し、割増賃金が適切に支払われるようになった。

労働条件通知書の様式を改め、「契約の更新に関する基準」という項目を追加した上で、対象労働者に対して書面による通知を行った。